

富山県及び石川県における市税に関する申告・納付等の期限の延長について

「令和6年能登半島地震」により多大な被害を受けられた方におかれましては、心よりお見舞いを申し上げます。

千葉市では、この度の地震に対する当面の対応として、下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者に対して、千葉市市税条例第5条第1項の規定により、市税（個人県民税を含む。以下同じ。）に関する申告・納付等の期限の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

【対象となる方】

下記の指定地域に居住又は所在する納税者又は特別徴収義務者

| 都道府県名 | 指 定 地 域 |
|-------|---------|
| 富山県 | 全域 |
| 石川県 | 全域 |

【申告・納付等の期限の延長】

- (1) 上記の指定地域に居住又は所在する納税者につきましては、令和6年1月1日以降に到来する市税の申告・納付等の期限が申請を要することなく、延長されることとなります。
- (2) 申告・納付等の期限をいつまで延長するかについては未定です。延長後の期限が決まり次第、改めて、告示いたします。

【既にお送りしている納付書・納入書について】

既に千葉市から送付させていただいている納付書・納入書については、記載されている納期限（延長前の納期限）後も、そのまま有効なものとして、ご利用いただけます。

【口座振替による納付について】

納期限の延長の対象となる方については、延長前の納期限での口座振替は行いません。延長後の納期限が決まりましたら、お知らせと併せて納付書をお送りしますので、お手数ですが、取扱い可能な金融機関やコンビニエンスストア等でお納めいただきますようお願いいたします。

【市税の減免】

対象となる方の申請に基づき、市税について減免等が受けられる場合がありますので、下記の連絡先にご相談ください。

【徴収の猶予について】

災害による被害を受けた場合には、納める税額を分割して納められる納税の猶予が申請により認められる場合があります。

詳細は「[納税が困難な方へ](#)」ページをご参照ください。

詳しくは、適宜、市税のホームページでお知らせしますので、ご覧ください。

連絡先

- ◆全 般 に 関 す る こ と： 税 制 課 税 制 班 043-245-5117
- ◆市税の申告・納期限の延長・減免等に関すること： 課 税 管 理 課 043-245-5120
- ◆徴 収 の 猶 予 に 関 す る こ と： 納 税 管 理 課 指 導 班 043-245-5124
- ◆口 座 振 替 に 関 す る こ と： 納 税 管 理 課 収 納 班 043-245-5125